

報道関係者 各位

平成 30 年 3 月 30 日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課 長 中 村 裕 一 郎

主任障害者雇用専門官 新 田 峰 雄

課 長 補 佐 杉 原 慶

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線) 5857、5789

(直通電話) 03 (3502) 6775

平成29年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 企業名公表等について

一定の改善が図られ、民間企業は該当企業なし
国等の機関への適正実施勧告も該当なし

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)においては、民間企業について、障害者雇入れ計画の適正実施勧告に従わず、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、企業名を公表できることとなっています。平成29年度については、障害者の雇用状況に改善が見られない場合には、企業名を公表することを前提とする指導を行った企業において、いずれも一定の改善が見られたため、公表する企業はありませんでした。
- 国及び都道府県の機関（以下「国等の機関」という。）については、障害者雇用促進法において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できることになっていますが、各機関とも一定の改善が見られ、勧告を行う機関はありませんでした。

1 企業名の公表

平成29年度は、平成27年1月1日を始期とし平成28年12月31日を終期とする障害者雇入れ計画の作成命令を発出した280社のうち雇用状況の改善が特に悪かった21社と、平成28年度に企業名を公表又は公表猶予した12社の計33社を対象に、障害者の雇用状況に改善が見られない場合、平成29年度中に企業名を公表することを前提とした指導を実施してきました。

その結果、現在に至るまでにいずれの企業においても一定の改善が見られたため、公表する企業はありませんでした。

<公表企業数の推移（単位：社）>

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
企業数	1	4	7	6	3	0	0	8	0	2	0

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、民間企業に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業は2.0%）以上の障害者の雇用を義務付けています。障害者の雇用状況が一定の水準を満たしていない場合は、厚生労働大臣が「障害者雇入れ計画」の作成命令（第46条第1項）や障害者雇入れ計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）（第46条第6項）を行い、勧告に従わない場合は、企業名を公表できることになっています（第47条）。

2 国等の機関への適正実施勧告

都道府県教育委員会を除く国等の機関については、平成28年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、平成29年1月1日を始期とし平成29年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した5機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

<国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）>

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
機関数	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0

また、都道府県教育委員会については、平成27年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、平成28年1月1日を始期とし平成29年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した18都道府県の機関に対し、法定雇用率の達成に向けた指導を行った結果、いずれも法定雇用率を達成する、障害者採用計画の実施率が50%以上となるなど、一定の改善が見られ適正実施勧告を行った機関はありませんでした。

<都道府県教育委員会に係る適正実施勧告機関数の推移（単位：機関）>

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
機関数	(38)	37	—	(22)	18	(6)	0	(0)	0	(0)	0

()は採用計画の中間時点の状況を踏まえて実施したもの。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇用を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率、2.3%。都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては2.2%）以上の障害者の雇用を義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行えることになっています（第39条第2項）。

民間企業に対する指導の概要

(1) 対象企業

下記①～②に該当する合計33社

- ① 平成29年度の公表を前提とした特別指導の対象である21社
- ② 平成29年3月31日に企業名を公表した2社及び企業名公表を猶予した10社

(2) 対象企業に対する指導の実施

対象企業の所在地を管轄する公共職業安定所長から、対象企業に対し、障害者の雇用に関する事業主の責務、障害者の雇用の現状、これまでの雇用率達成指導の経緯等について十分説明の上、様々な雇用事例の提供や助言、求職情報の提供、面接会への参加勧奨等を行いつつ、雇用義務を達成するよう指導・支援を継続的に、きめ細かく実施しました。これと併せて、必要に応じて都道府県労働局幹部による訪問指導を実施しました。

さらに、これを踏まえて、都道府県労働局及び公共職業安定所においても引き続き指導・支援を行いました。

(3) 公表基準

平成30年1月1日現在において、平成28年の全国平均実雇用率（1.92％）未満の場合（法定雇用障害者数が4人以下の企業については当該数が3～4人で実雇用率が0％の場合）、企業名を公表することとしています。

なお、(1)①の企業については、下記ア又はイのいずれかに該当する場合は、初回の公表に限り公表を猶予することとしています。

ア 直近の障害者雇用の取組の状況から、実雇用率が速やかに平成28年の全国平均実雇用率（1.92％）以上、又は不足数が0人となることが見込まれるものであること。

イ 特別指導期間終了後の1月1日から1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が平成28年の全国平均実雇用率（1.92％）以上、又は不足数が0人となると判断できるものであること。

(4) 指導の結果

- ① 平成29年度の公表を前提とした特別指導対象企業（21社）に対する指導の結果、対象企業21社のうち19社において（3）の基準を上回る実雇用率の改善が認められました。

なお、(3)のアの基準を満たした企業が2社あり、公表を猶予することとした。

- ② 平成29年3月31日に企業名を公表した企業（2社）及び企業名公表を猶予した企業（10社）に対する指導の結果、全ての企業について(3)の基準を上回る実雇用率の改善が認められました。

(5) 今後の指導

公表を猶予した企業に対しては、今後も引き続き、法定雇用率達成に向けた指導を実施します。

また、全国平均実雇用率以上となったものの法定雇用率を達成するまでには至っていない企業についても、早急に達成するよう、引き続き指導を実施します。

民間企業に対する指導の結果等

(表1) 対象企業の状況

規模別	1,000人以上規模企業	4社
	1,000人未満規模企業	29社
産業別	製造業	7社
	情報通信業	4社
	運輸業、郵便業	2社
	卸売業、小売業	14社
	不動産業、物品賃貸業	1社
	学術研究、専門・技術サービス業	2社
	宿泊業、飲食サービス業	1社
	生活関連サービス業・娯楽業	1社
	教育、学習支援業	0社
	医療、福祉業	0社
	サービス業(他に分類されないもの)	1社
合 計		33社

(表2) 指導の結果

雇用義務を達成した企業	20社
法定雇用障害者数3～4人企業で障害者を1人以上雇用したなど、公表基準に該当しなかった企業	11社
実雇用率が速やかに全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となることが見込まれるもの。	2社
1年以内に特例子会社の設立を実現し、かつ、実雇用率が全国平均実雇用率以上又は、不足数が0人となると判断できるもの。	0社
公表に至った企業	0社
合 計	33社

(公表猶予) → 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施

今回の公表企業に係る雇用率達成指導の流れ図

(平成29年度公表を前提とした特別指導実施企業)

平成26年10月～12月

障害者雇入れ計画作成命令

(平成26年6月1日現在の雇用状況を踏まえて、
280社に対し発出)

※ 翌年1月を始期とする2年間の計画を作成するよう、公共職業安定所長が命令を発出(法第46条第1項)

平成27年1月

障害者雇入れ計画の実施

(2年間:平成27年1月～平成28年12月)

雇
入
れ
計
画
期
間

平成27年9月～10月

安定所長名の雇用勧奨状

平成28年2月～3月

適正実施勧告

(83社に対し発出)

※ 計画の実施状況が悪い企業に対し、適正な実施を勧告(計画の2年目)(法第46条第6項)

平成28年4月

労働局勸奨長名状

※ 適正実施勧告を発出した企業へ送付

平成28年12月末

障害者雇入れ計画期間満了

平成29年4月

特別指導
(9カ月間:平成29年4月～12月)

※ 雇用状況の改善が特に遅れている企業に対し、公表を前提とした特別指導を実施

平成29年12月

(21社に対し実施)

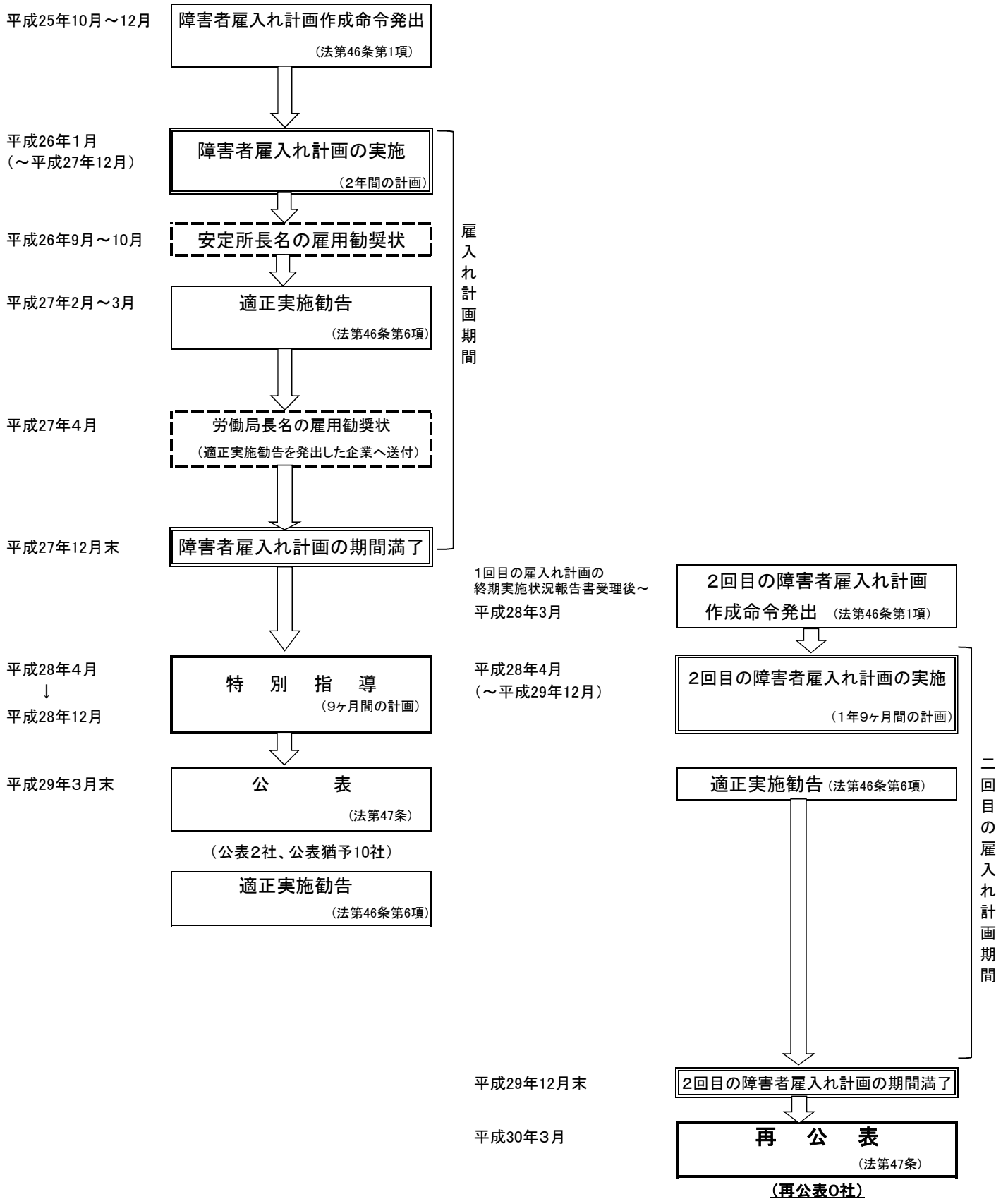
平成30年3月

公 表

(法第47条)

(公表0社、公表猶予2社)

今回の再公表対象企業にかかる雇用率達成指導の流れ図



国等の機関に対する指導の結果

(表1) 国及び都道府県の機関(都道府県教育委員会を除く)に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	5機関	→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	0機関	
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関		
勧告の対象となる機関	0機関	
合 計	5機関	

(表2) 都道府県教育委員会に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	12 機関	→ 引き続き、法定雇用率達成に向けて指導を実施
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	6機関	
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の6月1日現在における実雇用率を上回っている機関		
勧告の対象となる機関	0機関	
合 計	18 機関	

国等の機関（都道府県教育委員会を除く）に対する雇用率達成指導の流れ図

平成 28 年 6 月 1 日

法定雇用率未達成

平成 29 年 1 月 1 日

障害者採用計画の作成・実施
(1 年間の計画)

平成 29 年 12 月 31 日

障害者採用計画の期間満了

平成 30 年 3 月

適 正 実 施 勧 告

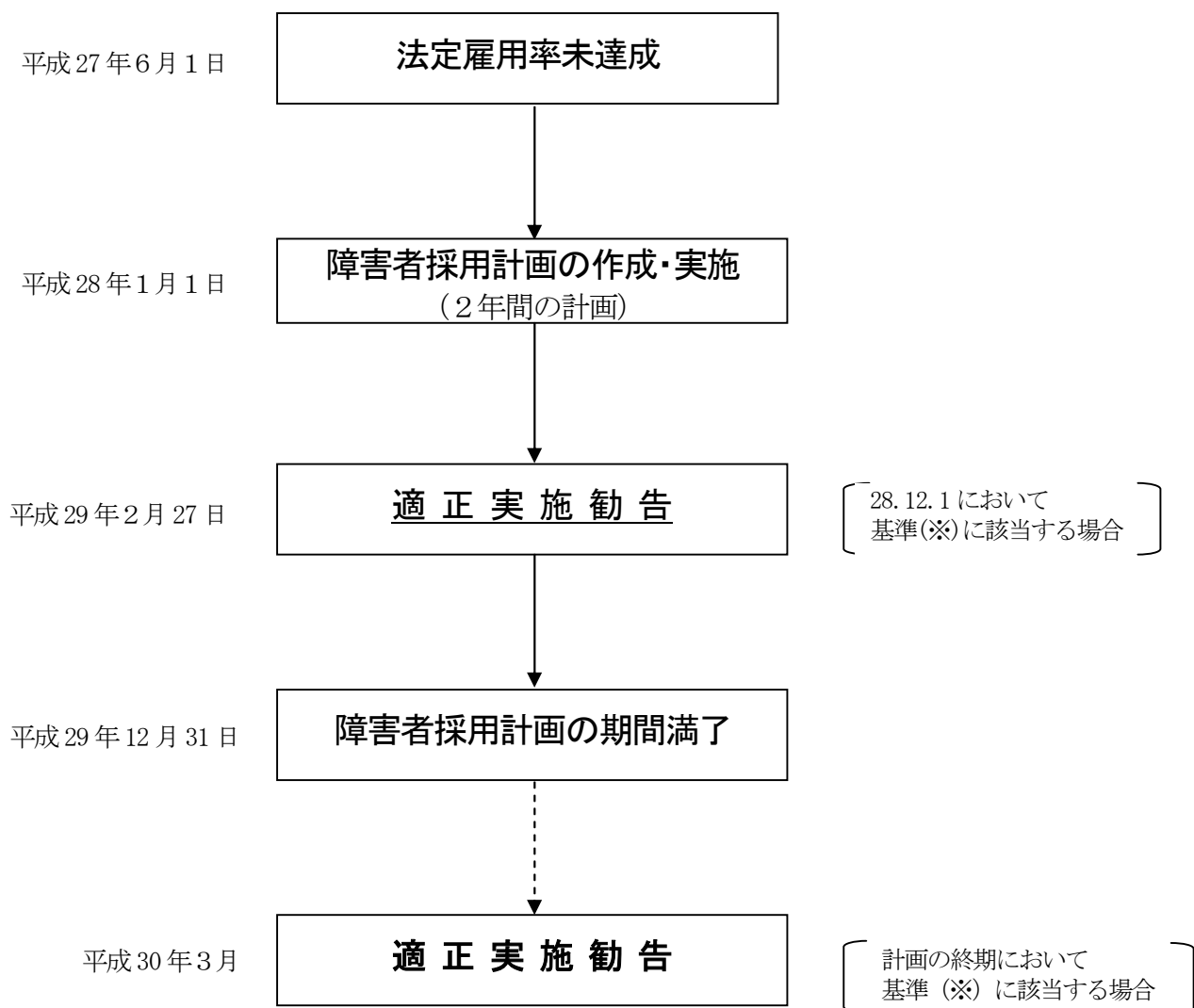
〔計画の終期において
基準（※）に該当する場合〕

(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

都道府県教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



(※) 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ① 障害者採用計画の実施率が 50%未満であること。
- ② 計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていないこと。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（身体障害者又は知的障害者の雇用に関する事業主の責務）

第三十七条 すべて事業主は、身体障害者又は知的障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者又は知的障害者の雇入に努めなければならない。

（雇用に関する国及び地方公共団体の義務）

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

（採用状況の通報等）

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

（一般事業主の雇用義務等）

第四十三条 事業主（常時雇用する労働者（以下単に「労働者」という。）を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第四十六条第一項において「法定雇用障害者数」という。）以上であるようにしなければならない。

2 前項の障害者雇用率は、労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数に対

する身体障害者又は知的障害者である労働者（労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者及び知的障害者を含む。第五十四条第三項において同じ。）の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3～8 （略）

（一般事業主の身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画）

第四十六条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用を促進するため必要があると認める場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が法定雇用障害者数未満である事業主（特定組合等及び前条第一項の認定に係る特定事業主であるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の数がその法定雇用障害者数以上となるようにするため、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画の作成を命ずることができる。

2～4 （略）

5 厚生労働大臣は、第一項の計画が著しく不適當であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対してその変更を勧告することができる。

6 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

（一般事業主についての公表）

第四十七条 厚生労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第五項又は第六項の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・三とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・二とする。

（障害者雇用率）

第九条 法第四十三条第二項に規定する障害者雇用率は、百分の二とする。